

届出による病床設置 手続き概要

1. 事前審査

- ・届出による病床設置を予定している診療所開設者（以下、「申請者」という。）は、取扱要領に定められた事前協議書に所定の内容を記載し、保健所を通じて県医務薬事課に提出する。
- ・医務薬事課において形式要件が満たされていることを確認した後、申請者に対し、地域医療構想調整会議での協議を認める。

2. 地域医療構想調整会議での協議

- ・申請者は、地域医療構想調整会議において、病床設置計画書の内容について協議を行う。

主な協議事項

- ①申請と将来の病床の必要量との関係
- ②申請における病床の機能と構想区域における病床機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係
- ③申請者における医療従事者の雇用状況やその見込み、施設設備整備計画の妥当性 など

3. 医療審議会での諮問、答申

4. 病床設置

（様式第 1 1 号 診療所病床設置届出書）

5. 病床設置後

